

障害学生支援に関する基本方針

鶴見大学・鶴見大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、能力と修学意志を持つ学生が、障害の種別や程度によって修学等の機会を損なうことのないよう、合理的配慮を行うよう努めます。

【機会の確保】

障害のある学生が、正当な理由なく修学等の機会の提供を拒否されたり、または提供に当たって場所・時間帯等を制限されたり、障害者でない者に対しては付さない条件を付けられる等がないよう、修学及び研究、その他本学が行う活動について現状で可能な限り機会の確保に努めます。なお、このために必要となる特別な措置は、不当な差別的取扱いではありません。

【支援体制】

障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮した修学等支援方策の検討および実施を、学長のリーダーシップのもと、学部、学科、関係部署等が連携して行います。また、学生・教職員に対し、障害学生支援に関する理解促進・意識啓発に取り組みます。

【施設・設備】

障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

【情報公開】

障害のある学生に対する支援の体制や内容について、ホームページ等において情報を公開します。